

(仮訳)

## 安全保障協力に関する日英共同宣言

日本国と英国の両首相は、

日英両国は、戦略的利益並びに自由、民主主義、人権及び法の支配といった基本的価値を共有するグローバルな戦略的パートナーであることを認識し、

アジア及び欧州におけるそれぞれ最も緊密な安全保障上のパートナーとして、ルールに基づく国際システムを維持すべく指導力を発揮していくことにコミットし、

日英間の歴史的つながりを想起し、2012年に署名された日英間の防衛協力に関する覚書及び外務・防衛閣僚会合における議論に基づく日英間の安全保障・防衛協力のめざましい進展を認識し、

法の支配に基づく海洋、宇宙、サイバー空間への自由で開かれたアクセスは、インド太平洋地域を含む国際社会の安定と繁栄の基礎であることを確認し、

日英両国はそれぞれ、アジア及び欧州における米国の最も緊密な同盟国であること、また、基本的な価値若しくは利益、又は両方を共有するパートナー、友好国及び米国を含む同盟国との協力を強化する戦略的なコミットメントを共有していることを認識し、

日英両国にとっての安全保障上の課題は今や関連し合っており、伝統的及び新たな種類の脅威に対して日英間の行動の更なる調整が求められていることを認識し、

日英間の安全保障協力の包括的な強化を通じ、我々のグローバルな安全保障上のパートナーシップを次の段階へと引き上げることにコミットし、

次のとおり決定した。

### **協力の強化**

日英両国は、日本の国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の政策と英国の「グローバルな英国」というビジョンによりそれぞれ具体化された両国の世界的な展望に基づきつつ、グローバルな戦略的パートナーシップ及び協力を次の段階へと引き上げるコミットメントを再確認する。

日英両国は、世界において、特に、世界の安全保障及び繁栄におけるその重要性が認識されているインド太平洋地域において、協力を強化する。

(仮訳)

日英両国は、こうした共通の理解に基づき、ルールに基づく国際システムに対する共通の戦略的課題に関し、協力及びパートナーシップを強化する。

1. 日英両国は、法の支配に基づく国際秩序を維持する重要性を強調し、力や強制により緊張を高めようとする、又は現状を変更しようとするいかなる一方的な行動にも強く反対する。今日、世界は、北朝鮮の核・ミサイル計画による過去に例を見ない脅威に直面している。日英両国は、協力して北朝鮮による不安定化を招く危険な政策と挑戦に反対する。我々は、朝鮮半島の非核化及び国連安全保障理事会決議の厳格かつ完全な実施に向け、両国の友好国及び同盟国と引き続き協働する。
2. 日英両国は、それぞれの安全保障上の懸念に注意を払い、地域情勢、長期的戦略及び国際的課題に関する適時の情報及び分析の交換並びに政策協調を推進する。
3. 日本は、今後あり得べき英国の空母の展開といった陸海空軍の派遣を通じたものを含む、アジア太平洋地域への英国の安全保障面での関与の強化を歓迎する。英国は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の政策の下での世界の安全保障に対する日本の積極的なアプローチを歓迎する。日本は、共同演習のため、自衛隊の人員、航空機又は艦艇を英国へ派遣するあり得べき機会を検討する。
4. 日英両国は、二国間、三国間及び多国間の枠組みを通じた共同演習の実施を強化し、その定例化を探求する。
5. 日本は、五か国防衛取極（FPDA）を通じたアジア太平洋地域の安全保障に対する英国のコミットメントを歓迎する。
6. 日英両国は、最近締結された物品役務相互提供協定（ACSA）に基づき、後方支援、技術支援及び専門的な支援の相互提供に関する協力を強化する。
7. 日英両国は、ACSAを土台とし、日本国自衛隊と英国軍の間の共同運用・演習を円滑にするため、優先事項として、行政上、政策上及び法的な手続を改善するための枠組みに取り組む。
8. 日英両国は、日本国自衛隊と英国軍の間の人的交流及び部隊間交流並びに共同訓練・演習を推進する。
9. 日英両国は、この分野での協力を強化するため、防衛装備品及び技術の移転に関

(仮訳)

する協定を活用する。日英両国はまた、武器及び汎用品・汎用技術の輸出管理についても協力する。日英両国は、武器貿易条約の共同提案国として、同条約の普遍化及び履行を強く支持し続ける。

10. 日英両国はまた、軍縮・不拡散について協力し、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石として、核兵器の不拡散に関する条約を支持する。
11. 日英両国は、海賊対策を含む海洋安全保障及び海上安全、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援、ジェンダー、平和維持活動といった分野における、東南アジア、南アジア及びアフリカの開発途上国の能力構築支援における具体的な連携並びに地雷除去に関する国際的なコミットメントの履行における具体的な連携を更に推進する。
12. 日英両国は、2019年のラグビー・ワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会その他の大規模行事に先立ち、テロ対策やサイバーセキュリティ等の分野において、日本の警察庁と英国の内務省の間のパートナーシップを通じたものも含め、政府全体での協力を強化する。
13. 日英両国は、既存の国際法の適用、自発的で非拘束的な責任ある国家の行動に係る合意された規範、信頼醸成措置及び能力構築措置から成る、サイバー空間のための国際的な安定の枠組みを促進し、関連する国内法及び既存の国際法に従い、適切な枠組みを通じ、悪意のあるサイバー活動を抑止し、軽減し、原因を特定するため、情報交換を含む協力を強化する。
14. 日英両国は、両国の能力強化のため、人材開発を含むサイバーセキュリティについての産業界及び学術界の協力を強化し、支援する。
15. 日英両国は、宇宙活動に関する透明性の向上のための協力を継続するとともに、全ての宇宙活動のための責任ある行動の規範を強化する。
16. 日英両国は、国際連合、G7及びG20といった多国間枠組みにおける協力を継続する。日英両国は、平和・安全アーキテクチャーの改革に関するグテーレス国連事務総長のイニシアチブを支持し、国連改革プロセスを促進すべく協働する。特に、国連安全保障理事会の改革について、英国は、常任及び非常任議席双方の拡大及び文書に基づく交渉の開始の重要性を認識しつつ、日本の国連安全保障理事会常任理事国入りに対する強い支持を改めて表明する。
17. 日英両国は、ベスト・プラクティスの共有、現代の奴隷制との戦いにおけるグロ

(仮訳)

一バルな取組及びオンラインの児童の性的搾取撲滅のための「We PROTECT世界連携」への積極的な参加を通じたものを含め、重大かつ組織的な犯罪に対処するための協働を継続する。

## **協力の分野**

日英間の安全保障協力の範囲は次を含むが、それに限定されない。

1. 戦略的評価及び関連情報の交換
2. 共同演習
3. 国連平和維持活動を含む国際的な平和協力活動
4. 人道支援・災害救援
5. 海外開発
6. 防衛装備品・技術協力
7. 軍縮・不拡散、武器及び汎用品・汎用技術の輸出管理
8. 開発途上国の能力構築
9. 海洋状況把握（MDA）及び海賊対策を含む海洋安全保障及び海上安全
10. 航空保安を含むテロ及び暴力的過激主義対策のための国際的協調活動
11. サイバーセキュリティ
12. 宇宙
13. 紛争下の性的暴力防止
14. 女性・平和・安全保障
15. 現代の奴隷制及びオンラインの児童の性的搾取を含む重大かつ組織的な犯罪との戦い
16. 大規模行事の安全

## **実施**

1. 日英両国は、上記の二国間安全保障協力に関する関係当局間の具体的な措置を伴う行動計画を策定する。
2. 日英両国は、外務・防衛閣僚会合、外相戦略対話、防衛大臣会合及び外務・防衛局長級協議を毎年開催する。
3. 日英両国は、行動計画のプロセスを監督することを含め、双方の国家安全保障担当補佐官と国家安全保障局の間の協議を四半期に一度開催する。
4. 日英両国は、両国の開発途上国の能力構築支援に関する戦略と将来の協力の方向性を議論するため、事務レベルの会合を開催する。
5. 日英両国は、上記の課題の遂行のため、関係省庁・機関間で、南アジア対話の立上げを含め、その他の事務レベル会合を継続する。

(仮訳)

東京， 2017年8月31日

日本国総理大臣

安倍晋三

英国首相

テリーザ・メイ